



朝日子だより

特別編〈国家試験〉

吉田高等学校の皆さんへ

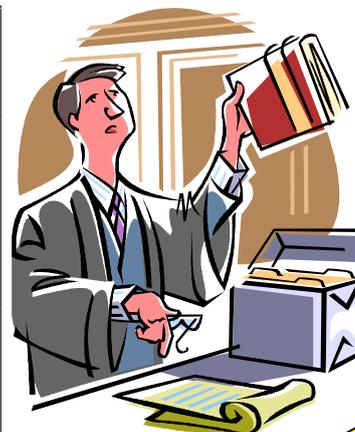
高校生活は、楽しいことも、苦しいこともたくさんあるかと思いますが、ただ、その一つひとつに頑張って取り組むことが、その後の人生の大きな財産になると思います。

桑原 徳也 (平成12年度 理数科卒業)

出身大学：一橋大学経済学部経済学科

一橋大学大学院法学研究科法務専攻 (法科大学院)

職業名・資格名：**弁護士**



興味を持つきっかけ



1. なぜその職を目指したのか

この職業への漠然とした憧れは、中学生の頃からあったように思いますが、本格的に目指そうと考えたのは、大学生活半ばになります。

私は、高校時代から法学、経済学等の社会科学全般に興味があり、それらを幅広く勉強して社会に役立ちたいという思いがありました。そのような私にとって、法という道具を使い、人々を助け、より良い社会作りに貢献できるというこの職業に対するイメージが、いつしか魅力的に映るようになっていったのだと思います。

2. 職業・資格までのおおまかなルート

法曹三者と呼ばれる裁判官、検察官及び弁護士になるための原則的なルートは、現在は、大要、次のようになっています。

まず、大学卒業後、法科大学院に進学します。法科大学院を修了すると、新司法試験の受験資格が与えられ、新司法試験を受験します。新司法試験に合格した後、司法修習生となり、1年間の司法修習を修了することで、ようやく法曹三者になる資格が与えられます。

ここで、法科大学院及び司法修習について、若干補足します。

法科大学院においては、2年間（法学既修者）あるいは3年間（法学未修者）、法律を理論と実務の両面から学び、法曹に必要な学識及び能力を培います。そこでは、大学の研究者教員や、弁護士や裁判官等の実務家教員の下、民法、刑法等の理論的科目や、模擬裁判、法律事務所等での就業研修などの実務的科目を学びます。

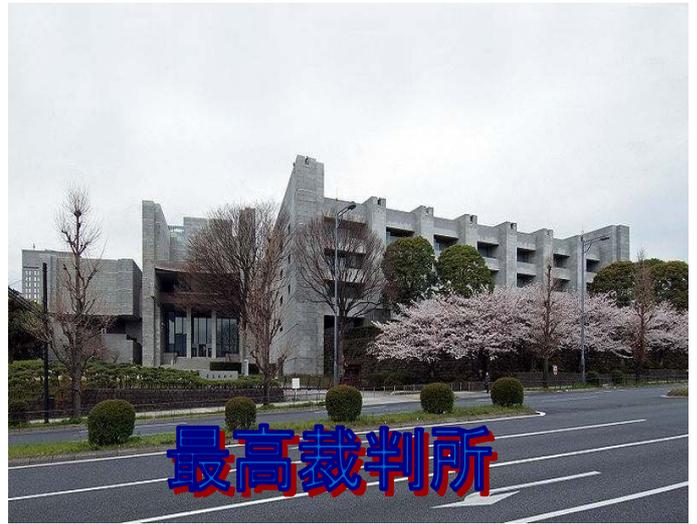


大学によるので調べよう



一橋大学

司法修習では、①全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野について、実務家の個別指導の下で学ぶ分野別実務修習（各2か月）、②各人の関心がある実務分野を選択して学ぶ選択型実務修習（2か月）、③司法研修所において起案、模擬裁判等を行う集合修習（2か月）が行われます。実務修習は、実際の事件について、裁判への立会い、被疑者の取調べ、判決書の起案等を行うものであり、実務を学ぶ非常に有意義な機会となります。修習の最後には、二回試験と呼ばれる司法修習生試験を受け、これに合格すると、修習が修了し、晴れて法曹三者の道に進むことができますようになります。



3. 資格試験とその内容

司法試験は、公認会計士試験、国家公務員採用I種試験と並び、難関試験の代表的存在でした。司法制度改革により、2006年から新司法試験が始まり、試験制度が変更されましたが、難関試験であることに変わりありません。法科大学院を卒業しても合格は保証されていないどころか、残念ながら多くの卒業生が涙を吞んでいるのが実状といえます。このような司法試験の難しさは、法曹という職責の重大さを表しているのかもしれませんが。

さて、新司法試験は、毎年5月中旬に、短答式試験1日、論文式試験3日の計4日間、総計20時間を超える日程で行われます。短答式試験では、公法系（憲法及び行政法）、民事系（民法、商法及び民事訴訟法）、刑事系（刑法及び刑事訴訟法）の3科目につき、マークシート方式で出題されます。一方、論文式試験では、短答式試験で出題される3科目の他に、倒産法や労働法等8科目から1科目選択する選択科目を加えた4科目について、長文の出題文を読み、法律論文を作成します。



4. 試験対策・学習方法

学部は経済学部でしたが、法律の勉強は、大学2年生頃から少しずつ行っていました。法科大学院時代は、講義・演習やその予習・復習が大変であり、基本的に、そこに多くの時間を費やしていました。新司法試験にプロパーな対策を本格的に行い始めたのは、最終学年後期からであったように思われます。内容としては、基本書を繰り返し読んで知識の定着や理解の深化を図ること、試験の過去問等を解いて検討すること、自主ゼミを行うことが主でした。

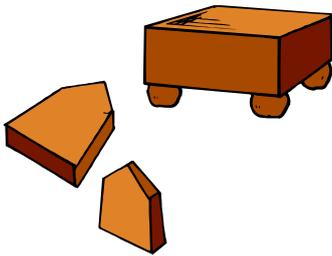
法科大学院は試験対策を行ってくれるところではありませんので、試験に特化した対策は自分で行わざるを得ませんでした。そこで学ぶことのひとつひとつが法律家になるための基礎力となっていくものであり、それは自ずと試験にも生きてくるものだと思います。



5. いま役に立っていると感じる高校・大学時代の経験

クラスの仲間とともに、大学入試という目標に向けて、高校3年間、勉強を頑張ってきたことかと思います。

進学を希望する高校生にとっての当面の目標は、大学入試を乗り越えることだと思われませんが、大学入試が終わっても、勉強が終わるわけではありません。大学等において真理を探究することも、資格試験に合格することも、仕事のためのスキルを身に付けることも、すべて勉強しなければ叶わぬことでしょう。「年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。」とはサミュエル・ウルマンの言葉ですが、あるいは、人は、生きている限り、知への情熱を失わずに、勉強し続けることが必要なのかもしれません。棋士の羽生善治さんの言葉を借りれば、そのような情熱や努力を継続できることが才能なのでしょう。このように考えたとき、上記高校時代の経験が、その後の人生の礎となっているように思っています。



また、私の座右の銘は「百折不撓」ですが、奇しくもこれは吉田高校の校訓と同じです。簡単には諦めないという姿勢が、高校時代に養われたのかもしれない。

高校生活は、楽しいことも、苦しいこともたくさんあるかと思います。ただ、その一つひとつに頑張って取り組むことが、その後の人生の大きな財産になると思います。

6. その他

《弁護士使命について》

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」（弁護士法1条1項）。

弁護士という職業には、真実を尊重し、正義を追求することが求められていると思います。ただ、ここで考えて欲しいのが、「真実」や「正義」というものは唯一絶対的なものなのかということです。ものの見え方は、視点や立ち位置によって異なるものです。また、人それぞれ価値観も多様です。結局、ある人にとって真実、正義だと思うものが、他人にとっても真実、正義とは限らない、すなわち、「真実」や「正義」というものは、相対的なものに過ぎないのではないのでしょうか。また、そこに、人々の間に紛争が発生する一つの淵源があると思います。

それでは、そのように生じうる紛争の最終的な解決手段は何かといたら、それが「司法」という国家作用です。司法権を行使するのは裁判所ですが、裁判所に対して当事者の主張を伝えて判断を求めることができるのは弁護士です。そして、司法の場において、それぞれが真実、正義と考えるものを主張し合い、法的に、より公正、妥当と思われる解決を目指していく。これが、私なりに敷衍した弁護士の使命の一つです。



紛争を解決するという作業は容易なものではありません。必ずしも理屈だけで解決できる訳でもありません。ただ、そのような紛争解決の困難さを前にしても、法を使って人々や社会のために働いていきたいという思いを抱けたのであれば、弁護士という職業を選択肢として考えてみてはいかがでしょうか。訴訟等の法律事務を扱えるこの職業でしかできないことは多く、多様な可能性を秘めている職業であると思っています。

